

## 議 案 第 56 号

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例制定の件

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月15日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

### 提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を制定する  
ものである。

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年摂  
津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する  
法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及  
び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法  
律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以  
下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用  
乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に  
従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に  
接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実  
確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

### 附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。